

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要	
1056	1056010	地元金融機関との連携による民間事業者の宝くじ販売の許可	現状では、発売主体は、「都道府県及び指定都市」となっている。しかし、市町村合併により、地域のポテンシャルが上がるため、発売主体を民間事業者にまで拡大し、収益金を地域の活性化に活用する。	新松江市を対象に、地元地方銀行と連携し宝くじを販売する。当地域では過去、「しまね愛県債」と「松江市民債」を販売したことがあるが、発売後数時間で完売した経験がある。これは、まちづくりに対する意識の高さといえる。このことから、宝くじの収益を商店街の活性化に活用することができれば、まちづくりに対する市民の参画が得られることができる。また、各地域の商店街が活性化することにより、街が賑わい、国際文化観光都市である松江の観光関連産業への波及効果も期待できる。		島根県	松江学園通り商店街振興組合 新宮広海 株式会社山陰合同銀行	松江街づくり振興(じーTOWN LOTO(トロ))	島根県最大の商店街である「松江学園通り商店街振興組合(組合員数115)」では、従来、各種イベントの実施や商品券の販売などにより、組合の活性化と消費者との係わりに取り組んできた。近年では、松江市に隣接する地域において、県外資本の大型店が複数出店するなど、商圏が地域間競争となってきた。地元商店街としては、今後はまちづくり意識の高い地域住民と協働で、まちづくりに取り組む必要がある。そこで、人気の高い「宝くじ」を販売することにより、地元商店街と消費者との連帯意識を向上させ、また、「宝くじ」の収益を商店街のまちづくりに活用していくのである。	
1166	1166010	刑法に規定している、賭博等、及び風俗法を規制緩和	1. 刑法 第185条-187条 2.風俗法	外国人観光客のみに対して提供するゲーム施設の運営管理等。		東京都	株式会社東京総合研究所	賑い復活プロジェクト	賑わい特区 地域流入人口増加を目的とし、特区内のみでの、ゲーミングを許可する。	
1020	1020010	少数私募債特区	現行法上、有限会社に認められていない友社債の発行を、本区で支援している「少数私募債」に限り、許容する特区を提案するものである。 「少数私募債」とは、会社が発行する普通社債で、50人未満の縁故者に勧誘し発行したものであり、発行総額が1億円未満のもの。	有限会社が発行する少数私募債に対して利息の補助を行う。	商法上、有限会社の社債発行に関する規定は無い、しかし、有限会社の社債発行については、社債発行についての法第296条が、第4章「株式会社」の章にあること等から、認められないと解される。この趣旨は、法務省がパブリックコメントに付した「会社法制の現代化に関する要綱草案」において、社債の発行を許容する改正案が盛り込まれたことで、一層明確になった。さて、中小企業の資金繰りに関して、新たな資金調達手段として、一定の条件の下簡易に発行できる、いわゆる少数私募債というものがある。これは、社債の中でも、とりわけ会社および社長の信用力にのみ依存する資金調達方法であり、資金規模が比較的大きい株式会社よりも、むしろ有限会社のように、資金規模が比較的小さく、ベンチャー的色彩が強い会社のほうにより強く妥当するものである。しかし、現行法上、有限会社に社債の発行は認められていないため、有限会社の少数私募債発行の途は閉ざされている。本区実施の少数私募債発行説明会等の説明の場において、有限会社で少数私募債を発行したいという希望を耳にすることが多く、有限会社の新しい資金調達方法が強く求められていることを実感しているところであるが、法律上認められていないため、利子補助等の支援をお断りしているところである。本区は全国の自治体に先駆け、少数私募債発行支援事業を実施し、様々なご案内を通じて、少数私募債という資金調達方法を浸透させてきたところであり、支援の実績もあり、本区で支援したケースでは、「会社の信用力が向上した」、「自信が持てるようになった」等の前向きな結果が報告されているため、会社に与える経営基盤強化及び教育的な効果も高いこの制度を、有限会社に是非広げていきたいと考えている。以上のような趣旨から、本区の全域において、有限会社に社債発行の機会を与える「少数私募債特区」を提案するものである。なお実施期間は、現在検討されている改正商法が施行されるまでの期間とする。		東京都	東京都文京区	少数私募債特区	現行法上、有限会社については、社債の発行が許されていない。しかしながら、企業の資金需要は株式会社と有限会社においても変わらず、会社及び社長の信用力のみを元手に、健全なビジョンと資金計画を持って、直接社債権者を募集し、資金調達を図ることができるとする有望な企業には、社債という形式での資金調達の機会を提供し、利息の補助をするなど、応援していきたい。このため、本区では、有限会社について、本区で支援している「少数私募債」に限り、社債の発行を許容する特区を提案するものである。 「少数私募債」とは、会社が発行する普通社債で、50人未満の縁故者に勧誘し発行したものであり、発行総額が1億円未満のもの。
1029	1029010	電子化された戸籍原簿(サーバ)のアウトソーシングに関する特例	電子化された戸籍原簿(サーバ)のアウトソーシングを可能とする。 「電子化された戸籍原簿(サーバ)」は、市役所と専用回線で結ばれた範囲内であれば「市役所内に設置されている」とみなす。	当市においては、専用光ファイバーで民間DC(インターネットデータセンター)の市専用環境と市庁舎を直結し、市の業務に関わるDC職員限定、機密保持契約やSLAによる厳密な業務管理による業務システムや住基ネットのアウトソーシングを行っている。 戸籍システムについても、同様の条件の下でアウトソーシングを行うことで、災害に対して高い安全性を実現し、情報システム運用業務の効率化、行政経費の削減、IT企業の経営安定、地域雇用の拡大を図る。	戸籍原簿は、戸籍法により市役所内に設置しなければならず、同法施行規則により、事変を避けるためできれば、市役所外に持ち出すことができない、とされている。 本市においては、戸籍サーバ以外の情報管理業務を、民間DCにアウトソーシングしており、業務の効率化を図っている。しかし、戸籍原簿(サーバ)においては、戸籍法によりアウトソーシングができないとされているため、戸籍サーバのみが庁舎内に残っている状態である。 これまでの提案においては、戸籍は極めて高度な個人情報の集合体であること、情報の漏洩・滅失が許されないこと、市町村長の職責において厳重に管理保管が必要であること、プライバシーの問題があり理解が得られないこと、等の理由から提案が認められなかったが、新潟県中越地震において、庁舎内に設置されたサーバが運用できなくなる事例があったことから、より安全な管理方法を検討する必要がある。庁舎の補強工事を行うことのできない中小規模自治体でも、民間のDCにアウトソーシングすることで、速やかに安全な管理に移行できると考え、再提案いたします。	福島県	喜多方市	小規模地方都市における安全で災害に強い電子自治体化の推進構想	小規模地方都市においては、ネットワーク整備等のコストが割高であり、大都市等と比較して、IT化が遅れている。 今年の新潟県中越地震では、多数の役場等でサーバ運用停止や故障が相次ぎ、想定外の障害による市民サービスの停止が多発している。 本市においても耐震補強工事等の必要があるが、財政上の理由から十分な整備は難しい。 「小規模な地方都市」に限り、最新のセキュリティ機能を有する民間DCに情報システム運用業務の総合的アウトソーシングを行うことで、行政経費削減、IT関連企業の経営や雇用の安定を図り、災害等に強い情報システム運用を行う。また、小規模な地方都市におけるIT企業参入のモデル形態として積極的にPRする。	

1032	1032010	外国人研修・技能実習生の在留期間の延長	外国人研修・技能実習生を高度実践技術者に養成するため、現行の3年間終了後、さらに2年間の研修期間及び技能実習「特定活動」の2年間を認める特例とする。	外国人研修・技能実習制度後、優秀な人材については大分県立工科短期大学で2年間の研修を行い、研修終了後さらに県内企業のものづくり現場で技能実習(在留資格・特定活動)により実践をつむことで外国人高度実践技術者を養成する。	現在の外国人研修・技能実習制度では在留期間が3年とされている。しかし、ものづくり現場の中核となるレベルまでには至っていない。そこで、技術者として必要な基礎理論の修得に加え、現場で実際に使われる最新機器でさらに実験・実習を重ね、環境の変化に柔軟に対応できる高度な知識と技能を併せ持った実践技術者の育成を目的に設置されている大分県立工科短期大学校を活用した上位の研修を設定し、さらに県内民間企業で技能実習訓練を行うことで高度実践技術者を養成する。また、外国人研修生を受け入れることで大分県立工科短期大学の活性化も図られる。なお、大分県立工科短期大学の受入れ数が年間数人以下となるため労働市場への影響は考えにくい。また、大分県立工科短期大学で研修を積むため単純労働者ではなく「専門的、技術的分野の外国人」とみなすことができると考える	大分県	大分県	外国人高度実践技術者養成構想	外国人高度実践技術者を養成するため、現行の外国人研修・技能実習制度終了後、優秀な人材を大分県立工科短期大学で2年間の研修を行い、研修終了後さらに県内企業のものづくり現場で2年間の技能実習(在留資格・特定活動)を認める特例を提案する。
1034	1034020	外国人研修生受入による人材育成事業	外国人研修生受入れ研修期間の3年から5年への延長	外国人研修生の受入れ研修期間については、現状の在留期間3年では、造船技術の十分な習得が困難であり、5年に期間延長を図ることにより、企業の経営基盤の安定強化に資するものと考え		愛媛県	愛媛県今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村、上島町	造船集積地工場機能強化特区	今治圏域は、日本有数の海事業の集積地である。海事業都市構想推進事業により、海運、造船業を中心とする海事業によるまちづくりを目指し、工場立地法の準則緩和、外国人研修生受入期間延長による人材育成事業により、国際競争力を高め、地域産業の活性化につなげる。
1267	1267010	外国人研修生の研修期間の延長	研修期間を1年から最大3年に延長する	経済のグローバル化の進展により、外国人研修生の派遣国は、様々な職種で管理・監督者や即戦力の技術・技能者の人材育成を希望している。このような多様なニーズに対応できる外国人研修生を育成するため、研修期間を1年から最大3年に延長する。	現行制度では、1年間という短い研修期間のうち、1/3以上非実務研修を行う必要がある。しかし、帰国後、管理・監督者を担う研修生については、研修内容の高度化や安全教育の重視などにより、残りの短い実務研修期間では、十分な技術・技能が習得できない。よって、外国人研修生が帰国して、母国の経済発展に寄与するような本場に役立つ技術・技能を身に付けさせるためには、研修期間の延長が必要である。	福岡県	北九州市	北九州市国際物流特区	アジアに近いという地理的優位性、充実した社会基盤等の北九州市の特色や響灘地区の大水深港湾の整備等の既存プロジェクトに規制緩和を加え、北九州市のポテンシャルを顕在化することで、産業の集積、港湾の国際競争力の強化を目指すし、地域経済の活性化を行うもの。
1267	1267020	外国人研修生の技能実習期間の延長	技能実習の期間を現行の2年から3年へ延長	現行制度では、研修・技能実習の期間を合わせて3年以内の期間となっており、1年間の研修の場合は実質2年間しか技能実習ができない。よって、技能実習の期間を、特定活動の在留資格で既に認められている3年間に延長する。	技能実習は、研修効果をさらに高めるものであり、単に技術・技能のさらなる向上だけでなく、日本の職業観や倫理観などが養え、外国人研修生にとっては非常に有意義な期間である。また、受入企業にとっても、実際に働く立場で接することにより、より国際感覚が理解でき、社員自身の能力向上につながるものである。さらに、研修生との連帯感を増すことで、県内先企業とのビジネスの可能性も増えてくる。よって、研修生、受入企業の双方にメリットのある当制度を拡充することが、外国人研修生の人材育成の促進につながる。	福岡県	北九州市	北九州市国際物流特区	アジアに近いという地理的優位性、充実した社会基盤等の北九州市の特色や響灘地区の大水深港湾の整備等の既存プロジェクトに規制緩和を加え、北九州市のポテンシャルを顕在化することで、産業の集積、港湾の国際競争力の強化を目指すし、地域経済の活性化を行うもの。
1060	1060010	技能実習移行対象職種への「光学機能性フィルム製造業務」職種の追加	「技能実習制度推進事業運営基本方針」の「各論 3. 対象技能等」(2)の項では「(1)の対象技能等に係る公的評価制度については、(財)国際研修協力機構に設置する技能評価の連絡調整に関する会議において審議の上、同機構が具体的に認定し、公表するものとする。」とされているが、当社愛媛工場における光学機能性フィルム製造業務については、当該業務における個別事情を勘案し、地域限定的に(財)国際研修協力機構の認定を受けずに「技能実習制度」へ移行することを可能にする。	中国において2004年7月に設立し、2005年8月より操業を開始する住友化学全額出資子会社の光学機能性フィルム製品工場における現地採用のプラントオペレーターを住友化学愛媛工場内にある光学機能性フィルム工場で3年間受入れ、技能実習を通じて、光学機能性フィルム工場のプラントオペレーションに必要な技能を習得させ、それを部下のオペレーターに指導できる監督者候補として育成する。この技能実習を通じて次のような効果が期待できる。外国人オペレーターを実習生として受入れることにより、国際人材交流を図ることができる。現在、当社は、光学機能性フィルム事業において、激化する国際競争に勝ち抜くため、製造拠点を海外へシフトしているが、この技能実習が可能となれば、愛媛工場を先端技術開発・国際人材育成を行う開発センターとする生産体制を構築することができ、国内製造拠点の確保により国内従業員(業務委託先である愛媛ケミカルテック(株)従業員)の雇用確保、国内IT産業の存続・発展が期待できる。	2004年7月に住友化学全額出資子会社である住友電子材料科技(無錫)有限公司を中国に設立し、2005年8月より液晶フィルムの部材である光学機能性フィルムの製品化プラントを立ち上げる予定である。当該プラントのスムーズな立上げのため、現地採用のプラントオペレーターに対して、住友化学愛媛工場の光学機能性フィルム工場(当該業務は愛媛ケミカルテック(株)へ業務委託)にて技能伝承・育成を図り、現地プラントの監督者として活用することを考えている。上記技能伝承は国際人材交流および中国における光学機能性フィルム製造産業の発展に貢献する。また、外国人オペレーターの受入・育成を通じて、当社グループとして、愛媛工場を先端技術開発・国際人材育成を行う開発センターとする生産システムの構築が可能になるが、このことは国内製造拠点の維持・発展ひいては国内労働者(愛媛ケミカルテック(株)従業員)の雇用にも資すると考えている。また、光学機能性フィルムは国内の成長産業であるIT産業の一翼を担っている産業であるだけに、この生産体制構築は国内IT産業の存続・発展にも資するものと考えている。しかしながら、現状、光学フィルム製造業務は、技能検定制度および(財)国際研修協力機構(以下JITCO)が認定した技能評価試験制度の対象外職種であり、「技能実習制度推進事業運営基本方針」の技能実習制度移行要件を満たしておらず、技能実習制度への移行はできない。したがって、上記オペレーターの受入は、在留資格「研修」による1年間の受入れしか認められない状況にある。当該職種は単純労働ではなく、ある一定の実務経験と専門技能を要するものであり、技能実習制度への移行が認められている他職種と比較しても遜色ない技能レベルが必要である。上記で掲げた構想実現のためには、1年間の研修だけでは不十分である。光学機能性フィルム製造業務は新規産業であるため、業界団体の設立は難しく、JITCOが認定する技能評価試験制度の対象職種への新規追加も困難な状況である。したがって、当該職種における上記の個別事情を鑑み、地域限定的特例として、技能実習制度移行職種の認定を受けることにより、上記構想を実現したい。	愛媛県	住友化学株式会社 愛媛工場 愛媛ケミカルテック(株)株式会社	外国人労働者育成および光学機能性フィルム産業発展構想	2005年8月に光学機能性フィルム工場の操業をスタートする住友電子材料科技(無錫)有限公司の現地オペレーターに対し、住友化学愛媛工場の光学機能性フィルム工場(当該業務は愛媛ケミカルテック(株)へ業務委託)にて技能伝承を図り、現地プラントの監督者として活用することを考えている。この技能伝承により、国際人材交流、国内労働者の雇用確保、国内IT産業の発展にもつなげていきたいが、そのためには、当該職種の技能レベルを考慮すると、少なくともTOTAL3年間の研修・実習が必要である。したがって、技能実習移行対象職種に含まれていない当該職種についても技能実習制度へ移行できるように規制緩和をいただきたい。
1267	1267030	外国人研修生の技能実習対象職種等の拡大	技能実習制度の認定機関や対象職種(現行62職種113作業)を拡大する	財団法人国際研修協力機構が実施(委託先の公的機関を含む)する研修成果の評価に基づく認定だけでなく、受入企業や他の民間機関の評価に基づく認定も技能実習制度への移行を可能とする。また、現行制度で技能実習へ移行できる建設関係や機械・金属関係分野の職種・作業も増やすとともに、その他の分野の職種・作業も増やす。	派遣国の研修に関するニーズが多様化してきており、より幅広い分野での外国人研修生の受入れを可能とし、人材育成を促進させる。	福岡県	北九州市	北九州市国際物流特区	アジアに近いという地理的優位性、充実した社会基盤等の北九州市の特色や響灘地区の大水深港湾の整備等の既存プロジェクトに規制緩和を加え、北九州市のポテンシャルを顕在化することで、産業の集積、港湾の国際競争力の強化を目指すし、地域経済の活性化を行うもの。

1068	1068010	留学生の資格外活動の就労制限の緩和	<p>一留学生に対しては、一般的に、申請があった場合に、週28時間を超えない範囲内で、資格外活動に係る包括許可を与えているとともに、個別の申請に基づいて、本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認めることとしているが、外国人留學生に認められている資格外活動としての就労時間を1週35時間に拡大する。</p>	<p>本事業(日本語コンテンツ多言語化プロジェクト)の目的は、「日本語コンテソツ」を、世界中から来ている留學生に母国語に翻訳する仕事(有料ボランティア)を提供することで、翻訳ネットワークを構築し、地域に関するあらゆる「日本語コンテンツ」を世界中にその国の言葉で提供し、地域の国際化に役立てようというプロジェクトである。</p> <p>この事業によって、世界中にその国の言葉で紹介するだけでなく、日本に住む外国人へ日本での生活に必要な生活情報をタイムリーに提供し、また日本を訪れる、外国人旅行者に対して、観光情報や生活情報等多言語で提供することで、地域の国際化を図ることを留學生と地域との連携の中で構築することを目的とする。</p>	<p>「留学」は、就労の認められない在留資格です。従って、留學生が学費その他の必要経費を補うためにアルバイトを希望するときには、事前に資格外活動の許可を受けなければならないが、この許可を受けずにアルバイトをしたり、許可された範囲を超えてアルバイトをすると処罰の対象になります。しかし、愛知県では、6000人以上居る留學生の90パーセント以上はアジアからの留學生であり、黄色人であるため職を得ることが難しく、結果、苛酷な仕事(建設現場や厨房での仕事)や深夜にわたるの仕事(お酒をついだり)などをしながら苦学している学生が少なからずいる、規制が、様々な不法就労を生み出しているとも言える。</p>	愛知県	特定非営利活動法人 0563.netNPO、日本語コンテンツ多言語化プロジェクト	愛知県留學生特区	<p>一留學生に対しては、一般的に、申請があった場合に、週28時間を超えない範囲内で、資格外活動に係る包括許可を与えているとともに、個別の申請に基づいて、本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認めることとしているが、外国人留學生に認められている資格外活動としての就労時間を1週35時間に拡大する。</p>
1134	1134015	「京都海外人材特区」構想(留學生の資格外活動許可の緩和)	<p>1 大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2 短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3 海外の教員免許資格者(「家族滞在」で在留)が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう、資格要件を緩和英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での对在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4 週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5 卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長(最長1年まで)または、新たな在留資格「就職活動」(仮称)の創設</p>	<p>特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。(左欄1、2関係) 母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。(左欄3関係) 有償によるインターンシップに留學生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。(左欄4、5関係)</p>	<p>「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ボーダレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため、これらを進めるためには、留學生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。</p>	京都府	京都府	「京都海外人材特区」構想	<p>大学等が特に推薦する学力優秀な留學生及び研究者について、入国審査の際、経費支弁関係資料を簡素化 短期滞在等で滞する学者や研究者が、一定期間継続して、報酬を得て講義、研究活動ができるよう、資格外活動許可を緩和 教員免許を有する海外人材や学校等で活躍する英語指導助手が地域の在住外国人に対する母語、母国文化の教育活動ができるよう、活動範囲を拡大 海外人材が国内企業でのインターンシップ(就業体験)を有償で実施できるよう、資格外活動許可を緩和 留學生等が大学卒業後に一定期間就職活動に専念できるよう、新たな在留資格を認定</p>
1134	1134011	「京都海外人材特区」構想(留學生の在留資格認定証明書交付申請に係る書類の簡素化)	<p>1 大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2 短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3 海外の教員免許資格者(「家族滞在」で在留)が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう、資格要件を緩和英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での对在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4 週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5 卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長(最長1年まで)または、新たな在留資格「就職活動」(仮称)の創設</p>	<p>特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。(左欄1、2関係) 母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。(左欄3関係) 有償によるインターンシップに留學生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。(左欄4、5関係)</p>	<p>「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ボーダレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため、これらを進めるためには、留學生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。</p>	京都府	京都府	「京都海外人材特区」構想	<p>大学等が特に推薦する学力優秀な留學生及び研究者について、入国審査の際、経費支弁関係資料を簡素化 短期滞在等で滞する学者や研究者が、一定期間継続して、報酬を得て講義、研究活動ができるよう、資格外活動許可を緩和 教員免許を有する海外人材や学校等で活躍する英語指導助手が地域の在住外国人に対する母語、母国文化の教育活動ができるよう、活動範囲を拡大 海外人材が国内企業でのインターンシップ(就業体験)を有償で実施できるよう、資格外活動許可を緩和 留學生等が大学卒業後に一定期間就職活動に専念できるよう、新たな在留資格を認定</p>
1134	1134012	「京都海外人材特区」構想(「短期滞在」で入国・在留する研究者等に係る資格外活動許可の簡素化)	<p>1 大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2 短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3 海外の教員免許資格者(「家族滞在」で在留)が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう、資格要件を緩和英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での对在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4 週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5 卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長(最長1年まで)または、新たな在留資格「就職活動」(仮称)の創設</p>	<p>特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。(左欄1、2関係) 母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。(左欄3関係) 有償によるインターンシップに留學生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。(左欄4、5関係)</p>	<p>「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ボーダレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため、これらを進めるためには、留學生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。</p>	京都府	京都府	「京都海外人材特区」構想	<p>大学等が特に推薦する学力優秀な留學生及び研究者について、入国審査の際、経費支弁関係資料を簡素化 短期滞在等で滞する学者や研究者が、一定期間継続して、報酬を得て講義、研究活動ができるよう、資格外活動許可を緩和 教員免許を有する海外人材や学校等で活躍する英語指導助手が地域の在住外国人に対する母語、母国文化の教育活動ができるよう、活動範囲を拡大 海外人材が国内企業でのインターンシップ(就業体験)を有償で実施できるよう、資格外活動許可を緩和 留學生等が大学卒業後に一定期間就職活動に専念できるよう、新たな在留資格を認定</p>

1134	1134013	「京都海外人材特区」構想 「家族滞在」の資格要件の緩和	1 大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2 短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の簡素化または省略 3 海外の教員免許資格者（「家族滞在」で在留）が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう、資格要件を緩和し英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での対在外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4 週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5 卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長（最長1年まで）または、新たな在留資格「就職活動」（仮称）の創設	特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。（左欄1、2関係） 母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。（左欄3関係） 有償によるインターンシップに留学生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。（左欄4、5関係）	「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ボーダレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため、これらを進めるためには、留学生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。	京都府	京都府	「京都海外人材特区」構想	大学等が特に推薦する学力優秀な留学生及び研究者について、入国審査の際、経費支弁関係資料を簡素化 短期滞在等で滞する学者や研究者が、一定期間継続して、報酬を得て講義、研究活動ができるよう、資格外活動許可を緩和 教員免許を有する海外人材や学校等で活躍する英語指導助手が地域の在住外国人に対する母語、母国文化の教育活動ができるよう、活動範囲を拡大 海外人材が国内企業でのインターンシップ（就業体験）を有償で実施できるよう、資格外活動許可を緩和 留学生等が大学卒業後に一定期間就職活動に専念できるよう、新たな在留資格を認定
1134	1134016	「京都海外人材特区」構想 留学生が卒業後就職活動を行う場合に付与される「短期滞在」の在留期間の伸長	1 大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2 短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の簡素化または省略 3 海外の教員免許資格者（「家族滞在」で在留）が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう、資格要件を緩和し英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での対在外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4 週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5 卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長（最長1年まで）または、新たな在留資格「就職活動」（仮称）の創設	特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。（左欄1、2関係） 母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。（左欄3関係） 有償によるインターンシップに留学生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。（左欄4、5関係）	「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ボーダレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため、これらを進めるためには、留学生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。	京都府	京都府	「京都海外人材特区」構想	大学等が特に推薦する学力優秀な留学生及び研究者について、入国審査の際、経費支弁関係資料を簡素化 短期滞在等で滞する学者や研究者が、一定期間継続して、報酬を得て講義、研究活動ができるよう、資格外活動許可を緩和 教員免許を有する海外人材や学校等で活躍する英語指導助手が地域の在住外国人に対する母語、母国文化の教育活動ができるよう、活動範囲を拡大 海外人材が国内企業でのインターンシップ（就業体験）を有償で実施できるよう、資格外活動許可を緩和 留学生等が大学卒業後に一定期間就職活動に専念できるよう、新たな在留資格を認定
1078	1078010	「留学」在留資格を持つ外国人留学生の「投資・経営」企業の創設・運営を可能	「留学」在留資格を取得した外国人留学生が、大学又は大学院に在籍する間、学生ベンチャー企業の創設・運営をすることができるよう、当該資格を保有したまま「投資・経営」在留資格の本邦において行うことができる活動を付加する。	昨今の少子化の影響から、外国人留学生の大学又は大学院での在籍は増加傾向にあり、「留学」在留資格を持つ外国人留学生の活躍の場が求められるところである。産業系分野においても、国（経済産業省）の「大学発ベンチャー1000社計画」の支援策により、大阪産業大学ではこれまで7社のベンチャー企業が創設されたところであるが、外国人留学生の関与が消極的である。これは外国人留学生が持つ「留学」在留資格の活動範囲が限定されているためと考えられ、外国人留学生でも積極的にベンチャー立ち上げに関わりを持つことができる環境を整備する必要がある。ついでに、「留学」在留資格の活動に、「投資・経営」の活動を上乗せし、外国人留学生が「留学」在留資格の持ったまま、「投資・経営」活動を可能とする。これにより、外国人留学生が持つエネルギーを大学発の技術の高度化の促進と新たな産業分野の創出につなげて行く。	外国人留学生が本邦においてベンチャー企業を立ち上げる場合、「投資・経営」在留資格を取得しなければならないが、その際それまでに取得していた「留学」在留資格を併せ持つことが出来なくなる。その場合でも大学・大学院への在籍は可能であるが、独立行政法人日本学生支援機構等からの奨学金の補助が受けられなくなり、国から大学に支払われる助成金の対象外となり授業料減免が受けられなくなる。在留資格の変更は、外国人留学生が受けるこうした助成を剝奪することになり、学生のベンチャー企業立ち上げの支障となっている。こうしたことから、大学又は大学院に在籍する外国人留学生が一般に取得する「留学」在留資格に「投資・経営」在留資格の内容を付加することにより、外国人留学生でもベンチャー企業が立ち上げをしやすいよう制度改正による支援を実施する。	大阪府	大阪産業大学、大阪府大東市	外国人留学生ベンチャー企業設立支援特区	外国人留学生が大学・大学院に在籍する間や卒業する時において、ベンチャー企業を設立・運営する場合の在留資格の活動要件や取得要件を規制緩和し、邦人同様に投資・経営ができるよう、そのチャンスを拡充させる。このことにより、産学官連携の推進による技術革新や多様な産業を促す地域独自の取組みとの相乗効果により、製造業を中心とした地域産業の高度化と新産業分野の創出を目指す。
1078	1078020	「留学」在留資格を持つ外国人留学生の「投資・経営」在留資格に変更する場合の資格取得要件緩和	「留学」在留資格を取得した外国人留学生が大学又は大学院を卒業する時において、ベンチャー企業の創設・運営を目的に「投資・経営」在留資格を取得する場合の一部資格取得要件を緩和する。一部資格取得要件の緩和内容は、「投資・経営」の許可基準として出入国管理及び難民認定法施行規則に「当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれるもの」と定められ、その規模を年500万円以上」との規定があることを指す。	昨今の少子化の影響から、外国人留学生の大学又は大学院での在籍は増加傾向にあり、「留学」在留資格を持つ外国人留学生が卒業後においても本邦で活躍したいと考えている者が多い。しかしながら、雇用状況の回復は進まず、外国人の労働雇用も伸びない状況が続いている。本邦に在籍する外国人留学生は、大学や大学院で学んだ研究成果を社会経済に活かしたいと考えている者も多く、また、そうした研究成果を本国の経済発展に活かすことも検討しなければならない。ついでに、高い能力を持った外国人留学生が、本邦で学生中に学んだ成果をわが国社会に貢献すべく（ベンチャー企業を立ち上げる場合に、必要とされる「投資・経営」在留資格の取得要件を緩和し、外国人留学生が持つエネルギーを技術の高度化の促進と新たな産業分野の創出につなげて行く。	大学又は大学院に在籍する外国人留学生の多くは「留学」在留資格を取得し本邦に在留しているが、卒業後において学生中に学んだ研究成果を活かすなどによりベンチャー企業を立ち上げる場合、「投資・経営」在留資格を取得する必要がある。その際、出入国管理及び難民認定法施行規則やそのガイドラインの規定により、二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事すること、一定規模以上（年間500万円以上）の投資額を用意することが必要であるとされており、外国人留学生が資格変更時までに（学生中に）そうした職員や資金を準備することは非常に困難である。現在、資本金が一円でも株式会社を立ち上げることは可能であるが、外国人留学生が卒業後に、本邦において経営者となる場合は、在留資格の変更の取得に、従業員や投資額の基準が大きな障害となっている。新たなベンチャー創設や外国人労働力の必要性が問われるなかにおいて、外国人留学生の卒業後において、「留学」在留資格を「投資・経営」在留資格に変更する場合の取得要件を緩和し、ベンチャー企業を立ち上げるための条件を整える。	大阪府	大阪産業大学、大阪府大東市	外国人留学生ベンチャー企業設立支援特区	外国人留学生が大学・大学院に在籍する間や卒業する時において、ベンチャー企業を設立・運営する場合の在留資格の活動要件や取得要件を規制緩和し、邦人同様に投資・経営ができるよう、そのチャンスを拡充させる。このことにより、産学官連携の推進による技術革新や多様な産業を促す地域独自の取組みとの相乗効果により、製造業を中心とした地域産業の高度化と新産業分野の創出を目指す。

1132	1132020	投資・経営要件の緩和	外国人が国内において経営をする場合、一定の要件を満たすことで在留資格を取得できる。このうち、大学が別府銀座商店街における出店を認めた留学生が卒業後、引き続き同商店街において経営を行う場合、1回目の在留資格を申請する場合に限り、総投資額を500万円から300万円、従業員規模を2名から1名に緩和していただきたい。	卒業後も引き続き、国際色豊かな店舗を運営できることにより、事業の継続性を高め、国際通りとして地域に根付くことが中心市街地の活性化に繋がる。		大分県	別府銀座商店街振興組合	国際通り構想	留学生は、一般的に包括許可を取得することにより週28時間を越えない範囲内での資格外活動が認められており、個別許可によって本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を越える資格外活動が認められている。しかしながら、申請手続きは個別に行わなければならない。この現状を、学業の一環または、地域貢献に値する資格外活動については、包括許可と同時に申請できるように認めていただきたい。外国人が国内において経営をする場合、一定の要件を満たすことで在留資格を取得できる。このうち、大学が別府銀座商店街における出店を認めた留学生が卒業後、引き続き同商店街で経営を行う場合、1回目の在留資格を申請する際に限り、総投資額を500万円から300万円、従業員規模を2名から1名に緩和していただきたい。
1084	1084011	中国人看護師の介護技能実習を目的とした在留の許可(外国人の機能実習移行対象職種に介護職種新設)	外国人の機能実習移行対象職種に介護職種新設 外国人看護師の労働を伴う介護技術研修を可能にするための規制緩和	2001年より中国人看護師の受入と育成実績のある社会福祉法人こうほうえんが主に育成と実習場所の提供の役割を担い、アポプラスステーション株式会社が協働することにより、中国人看護師の受入・介護技術の取得がより効率的に実現する。 実施スケジュール: 2004年12月 中国人看護師(経験1年以上、25歳以下)で介護に関心の高い看護師を募集、 2005年2月 中国人看護師の面接、合格者20名 2005年3月 面接合格者を北京(中日友好病院内)、大連(日本語研修所)に受け入れ、日本語研修、基礎介護研修 2005年10月 日本語能力試験、基礎介護能力試験実施 2006年1月 合格者日本受入 2006年2月 介護実地研修 2008年1月 介護福祉士受験 2008年4月 介護福祉士資格取得者就業開始 2008年4月 中国へ帰国および国内にて就労	超高齢社会、労働人口の減少を数年後に控える日本において今後、介護専門職の不足は免れない事態となることが予想されている。一方、中国においても二子政策実施後、27年が経過し、都市部とくに、北京、上海では日本が経験した以上の高齢化が進んでいる。しかしながら、中国では未だ福祉施設の整備が進んでおらず、まして介護専門職の育成はほとんど取り組まれていないのが現状である。 そこで、社会福祉法人こうほうえんではアポプラスステーション株式会社を仲介として中日友好病院と提携し、2001年より日本語の会話能力のある看護師経験者を同病院から2名選抜し、介護技術取得を目的とした実地研修を行ってきた。その結果、これまで8名の中国人看護師が日本のヘルパー認定2級、および日本語検定2級を取得し、帰国、中日友好病院にて、日本で培った知識と技術を活かして活躍中である。 現在のところ、外国人介護専門職受入はFTA交渉中の国を対象としてのみ進捗状況にある。しかしながら、介護専門職を単純労働者としての扱いによるところが大きく、対象国のメリットを経済的視点からのみ議論されている。しかしながら、介護専門職は介護福祉士受験資格にあるように、専門の学校を卒業するか、福祉施設および医療機関での3年の経験が義務付けられていること、そして、何らかの障害を持った利用者、患者の体に触れることから、介護職としての専門的な知識および技術の習得と日本語の会話能力が必須である。 プロジェクトの社会的使命: 中国人の看護師経験者を介護技術実習生(介護補助員と同等の処遇)として受け入れることにより、中国の介護技術の向上に貢献する人材の育成を可能にする。そして、3年の研修後には日本の介護福祉士免許、日本語検定1級を取得し、福祉施設と本人の希望により、帰国または日本にて介護福祉士として就労することにより、日本の介護専門職員の不足の緩和も可能にする。	東京都、鳥取県	社団法人こうほうえんアポプラスステーション株式会社	中国人看護師の介護福祉士要請プログラム	高齢社会を既に向かい、今後介護専門職員の不足が予測される日本に、今後急速に高齢化が深刻となり、高齢者福祉の基盤整備が必須となる中国より、看護師経験者を介護技術研修生として受入、実地教育することにより、日本の介護専門職不足の解消と中国の介護専門職の育成を目的とする。 2000年より中国人看護師の受入と育成実績のある社会福祉法人こうほうえんが主に育成と就労場所の提供の役割を担い、人材ビジネスを事業の柱とするアポプラスステーション株式会社が協働することにより、中国人看護師の受入・介護技術の取得・就労を事業化する。
1084	1084012	中国人看護師の介護技能実習を目的とした在留の許可(外国人看護師の労働を伴う介護技術研修を可能にするための規制緩和)	外国人の機能実習移行対象職種に介護職種新設 外国人看護師の労働を伴う介護技術研修を可能にするための規制緩和	2001年より中国人看護師の受入と育成実績のある社会福祉法人こうほうえんが主に育成と就労場所の提供の役割を担い、人材ビジネスを事業の柱とするアポプラスステーション株式会社が協働することにより、中国人看護師の受入・介護技術の取得・就労を事業化する。 実施スケジュール: 2004年12月 中国人看護師(経験1年以上、25歳以下)で介護に関心の高い看護師を募集、 2005年2月 中国人看護師の面接、合格者20名 2005年3月 面接合格者を北京(中日友好病院内)に受け入れ、日本語研修、基礎介護研修 2005年10月 日本語能力試験、基礎介護能力試験実施 2006年1月 合格者日本受入 2006年2月 介護実地研修 2008年1月 介護福祉士受験 2008年4月 介護福祉士資格取得者就業開始 2008年4月 中国へ帰国および国内にて就労	超高齢社会、労働人口の減少を数年後に控える日本において今後、介護専門職の不足は免れない事態となることが予想されている。一方、中国においても二子政策実施後、27年が経過し、都市部とくに、北京、上海では日本が経験した以上の高齢化が進んでいる。しかしながら、中国では未だ福祉施設の整備が進んでおらず、まして介護専門職の育成はほとんど取り組まれていないのが現状である。 そこで、社会福祉法人こうほうえんではアポプラスステーション株式会社を仲介として中日友好病院と提携し、2001年より日本語の会話能力のある看護師経験者を同病院から2名選抜し、介護技術取得を目的とした実地研修を行ってきた。その結果、これまで8名の中国人看護師が日本のヘルパー認定2級、および日本語検定2級を取得し、帰国、中日友好病院にて、日本で培った知識と技術を活かして活躍中である。 現在のところ、外国人介護専門職受入はFTA交渉中の国を対象としてのみ進捗状況にある。しかしながら、介護専門職を単純労働者としての扱いによるところが大きく、対象国のメリットを経済的視点からのみ議論されている。しかしながら、介護専門職は介護福祉士受験資格にあるように、専門の学校を卒業するか、福祉施設および医療機関での3年の経験が義務付けられていること、そして、何らかの障害を持った利用者、患者の体に触れることから、介護職としての専門的な知識および技術の習得と日本語の会話能力が必須である。 プロジェクトの社会的使命: 中国人の看護師経験者を介護技術実習生(介護補助員と同等の処遇)として受け入れることにより、中国の介護技術の向上に貢献する人材の育成を可能にする。そして、3年の研修後には日本の介護福祉士免許、日本語検定1級を取得し、福祉施設と本人の希望により、帰国または日本にて介護福祉士として就労することにより、日本の介護専門職員の不足の緩和も可能にする。	東京都、鳥取県	社団法人こうほうえんアポプラスステーション株式会社	中国人看護師の介護福祉士要請プログラム	高齢社会を既に向かい、今後介護専門職員の不足が予測される日本に、今後急速に高齢化が深刻となり、高齢者福祉の基盤整備が必須となる中国より、看護師経験者を介護技術研修生として受入、実地教育することにより、日本の介護専門職不足の解消と中国の介護専門職の育成を目的とする。 2001年より中国人看護師の受入と育成実績のある社会福祉法人こうほうえんが主に育成と就労場所の提供の役割を担い、人材ビジネスを事業の柱とするアポプラスステーション株式会社が協働することにより、中国人看護師の受入・介護技術の取得・就労を事業化する。

1084	1084020	中国人看護師の日本の介護福祉士国家資格の取得を条件とする特定活動の在留資格許可	中国人看護師の日本介護福祉士資格取得を目的とする特定活動者の在留資格新設	<p>2001年より中国人看護師の受入と育成実績のある社会福祉法人こうほうえんが主に育成と就業場の提供の役割を担い、人材ビジネスを事業の柱とするアポプラスステーション株式会社が協働することにより、中国人看護師の受入・介護技術の取得・就労を事業化する。</p> <p>実施スケジュール: 2004年12月 中国人看護師(経験1年以上、25歳以下)で介護に関心の高い看護師を募集。 2005年2月 中国人看護師の面接、合格者20名 2005年3月 面接合格者を北京(中日友好病院内)に受け入れ、日本語研修、基礎介護研修 2005年10月 日本語能力試験、基礎介護能力試験実施 2006年1月 合格者日本受入 2006年2月 介護実地研修 2008年1月 介護福祉士受験 2008年4月 介護福祉士資格取得者就業開始 2008年4月 中国へ帰国および国内にて就労</p>	<p>超高齢社会、労働人口の減少を数年後に控える日本において今後、介護専門職の不足は免れない事態となることが予想されている。一方、中国においても二つ子政策実施後、27年が経過し、都市部とくに、北京、上海では日本が経験した以上の高齢化が進んでいる。しかしながら、中国では未だ福祉施設の整備が進んでおらず、まして介護専門職の育成はほとんど取り組まれていないのが現状である。</p> <p>そこで、社会福祉法人こうほうえんではアポプラスステーション株式会社を仲介として中日友好病院と提携し、2001年より日本語の会話能力のある看護師経験者を同病院から2名選抜し、介護技術取得を目的とした実地研修を行ってきた。その結果、これまでに8名の中国人看護師が日本のヘルパー認定2級、および日本語検定2級を取得し、帰国、中日友好病院にて、日本で培った知識と技術を活かして活躍中である。</p> <p>現在のところ、外国人介護専門職受入はFTA交渉中の国を対象としてのみ進捗状況にある。しかしながら、介護専門職を単純労働者としての扱いによるところが大きく、対象国のメリットを経済的視点からのみ議論されている。しかしながら、介護専門職は介護福祉士受験資格にあるように、専門の学校を卒業するか、福祉施設および医療機関での3年の経験が義務付けられていること、そして、何らかの障害を持った利用者、患者の体に触れることから、介護職としての専門的な知識および技術の習得と日本語の会話能力が必須である。</p> <p>プロジェクトの社会的使命: 中国人の看護師経験者を介護技術実習生(介護補助員と同等の処遇)として受け入れることにより、中国の介護技術の向上に貢献する人材の育成を可能にする。そして、3年の研修後には日本の介護福祉士免許、日本語検定1級を取得し、福祉施設と本人の希望により、帰国または日本にて介護福祉士として就労することにより、日本の介護専門職員不足の緩和も可能にする。</p>	東京都、鳥取県	社団福祉法人こうほうえんアポプラスステーション株式会社	中国人看護師の介護福祉士要請プログラム	<p>高齢社会を既に向かえ、今後介護専門職員の不足が予測される日本に、今後急速に高齢化が深刻となり、高齢者福祉の基盤整備が必須となる中国より、看護師経験者を介護技術研修生として受入、実地教育することにより、日本の介護専門職不足の解消と中国の介護専門職の育成を目的とする。</p> <p>2000年より中国人看護師の受入と育成実績のある社会福祉法人こうほうえんが主に育成と就業場の提供の役割を担い、人材ビジネスを事業の柱とするアポプラスステーション株式会社が協働することにより、中国人看護師の受入・介護技術の取得・就労を事業化する。</p>
1110	111010	フィリピン介護士日本国内老人福祉施設へ紹介	外国人介護労働者受入れ。当社ではフィリピンの介護学校10社と提携し日本語学校の開校も間近に準備しております。	<p>現行法令上、介護人材向けの就労可能な在留資格は無いが、フィリピンと交渉中のFTA締結後、フィリピンの介護士国家試験合格者を対象に介護施設で無期限の就労を行わせる。但し、国内施設には入居者数によってその施設の受入人数を制限する。現地で日本語の学習を取得する事が、必要条件である。</p>	<p>当社の調査で施設の経営内容が悪化しており、行政指導の収入に対し55%の人員費では満足なサービスと安全の確保が困難である。現状は70%前後の人員費が必要で、近い将来補助金の削減による入居者への負担が増加につれ入居者の要求が益々増えるので、事業所の許容範囲では措置出来ない事態が起こり得る。若い明るいフィリピン介護士の受入により、人員費の削減とサービスの向上で施設の経営健全化が図れる。但し無制限の受入は質の低下を招くので、フィリピン国家試験合格資格者のみとする。</p>	香川県	アテタジャパン	フィリピン介護士の日本国内老人福祉施設へ紹介計画	<p>介護士受入に現在交渉中のFTAで我が国も条件付で決定している。フィリピンは看護士は国内でも不足気味で介護士の受入のみを希望しており、カナダ、北米では優秀な人材の介護士を受入れており、我が国も年々若い介護士の不足と併せて、老人の増加を考慮し速やかに受入を決定せねばならない。</p> <p>但し受入には一定の条件も必要で、現地の国家試験合格者で我が国のODAの援助で日本語を取得した健康で明朗な人材の確保、又国内施設でも受入枠の設定を行い、より充実したサービスの向上と経費の削減により施設の経営を充実させ、現地では優秀な人材の育成が大切で受入数も徐々に増加に実施する。</p>
5056	5.1E+07	外国人の介護分野での在留資格の整備【新規】	介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種の資格者で一定の日本語能力を有する者等については、例えば「技術」や「技能」の在留資格として、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。		<p>介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。とりわけ、わが国の介護福祉士資格等を取得する等、高度な専門性が認められる外国人については、日本人と外国人の就業機会における公平性を図る観点からも、例えば「技術」や「技能」の在留資格として、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。</p>		(社)日本経済団体連合会		
5083	5.1E+07	タイ人介護士の実務研修受入れ及び就業査証の発行	現在、認められていない介護士の実務研修を受け入れて欲しい。また就業査証を発行して欲しい。	帰国後、タイでロングステイする日本人シニア向け介護にあたる。	<p>日本人向けの介護は、「同一の作業の反復によって修得できる技術」と認定されるが、日本人のメンタリティにあった介護は日本人を対象にしないと修得できない。</p>		アルゴノート株式会社		
5090	50900003	我が国の看護師・介護福祉士・訪問介護員の資格を有する者に対する在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「医療」活動に、「介護士、訪問介護員としての業務」を含め、且つ 我が国の看護師・訪問介護員の資格を取得した者については、「研修目的で最大4年」という在留制限を撤廃するよう、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正すること。	海外における看護師・介護福祉士・訪問介護員養成及び受入れ事業	<p>来るべき高齢化社会において、十分な看護・介護人材を確保していくためには海外からの人材の受入れが不可欠である。しかし、介護分野については、現在の出入国管理制度では該当する在留資格がなく、介護を目的とする入国・就労は認められていない。また、看護師についても、日本の看護学校を出て看護師資格を得る必要があるうえ、在留資格は研修目的で最大4年しか認められていない。そこで、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「医療」活動に、「介護士、訪問介護員としての業務」を含めるとともに、我が国の看護師・介護福祉士・訪問介護員の資格を取得した者については、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、「研修目的で4年以内」という現在の在留制限を設けない形で、在留資格が認められるよう、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正することを提案する。</p>		1)三井物産株式会社 2)ヒューマンホールディングス株式会社 3)株式会社東京リーガルマインド 4)株式会社メディカルアジア		

5116	51160001	滋賀県における「外国籍看護師・介護士の教育・受入・人事管理・就業構想」	<p>問題点を踏まえ特区で2名程度を皮切りに、看護師を一年勤務させ、そこで浮かび上がる問題点を当法人で整理する。</p> <p>2)当初質の高いと評判のフィリピンの看護師をターゲットに候補者を数名面接し日本に帰国させる。</p> <p>3)事業の方法、日本への招聘はメディカルアジアが担当する。</p> <p>4)各種社会保険、税等についてもメディカルアジアが担当する。</p> <p>5)規制緩和としては 2年程度のワークビザの発給(本人が希望すればビザの更なる延長)</p> <p>6)介護保険配置基準における看護師カウルの承認</p> <p>6)当法人では当該看護師の能力、内部での人事問題等に関して検討する。以上のことより、社会福祉法人恵泉会とメディカルアジア(株)の共同提案とし、特区構想で問題点をあらいだし全国展開の礎にしたい。</p>	<p>各国の各分野を業とする法人が、全国又は特区の自治体において外国人看護師・介護士の教育、人事管理(派遣・職業紹介)等の事業者指定を受け、フィリピンなど東南アジア諸国において、日本国看護師国家資格受験準備講座、介護士養成講座(日本型介護施設でのJITを含む)を受託する。日本語能力については、現地の日本語学校の受講生で、かつ日本語検定試験の2級(一般的なことならについて会話ができ、読み書きができる能力)又は3級以上に合格した者を、研修生として受け入れる。比国での看護師養成所卒業生、看護実務経験のあるものは看護師・介護福祉士国家資格受験の権利を付与する。訪問看護員については日本又は比国内で同等の教育を実施。これらの条件を満たしたものが、人事管理法人より保健省庁又は自治体へ申請のあった医療機関・社会福祉施設へ派遣、紹介、紹介予定派遣で斡旋し、「正看護師、介護福祉士、訪問介護員」として送り出す。日本滞在中は、人事管理法人が生活や文化指導を行う。在留期限が来たら、人事管理会社が責任を持って帰国あるいは在留資格の更新手続きを行う。</p>	<p>地方に位置する特別養護老人ホームにおいては、看護師の確保が大きな問題となっている。特別養護老人ホームでは入居者が重度化し看護師の夜勤を考えるべき状況になってきている。介護士に関しても同様の問題がある。海外の看護師資格では在留資格・就労資格がない。介護労働者の在留資格がない。海外の看護師資格を取得していても訪問介護員研修の開設ができない。海外で訪問介護員養成研修を受けることは認められない。看護業務の労働者派遣は紹介予定派遣以外認められていない。全国の介護施設では高齢者人口の拡大、働く若者の減少を受け、十分な介護サービスを提供し続けられるか危機感をもっている。特に過疎化が進行する農村部では切実である。さらに、定着しない若者の介護職の問題、取り合いになっている看護師の問題など、多くの問題がやまずみでありその解決の一助になるとかんがえる。</p>		社会福祉法人恵泉会 株式会社メディカルアジア		
1132	1132010	外国人留学生の資格外許可(個別許可)に関する申請手続きの簡素化	<p>留学生は、一般的に包括許可を取得することにより週28時間を越えない範囲内での資格外活動が認められており、個別許可によって本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を越える資格外活動が認められている。しかしながら、申請手続きは個別に行わなければならない。この現状を、学業の一環または、地域貢献に値する資格外活動については、包括許可と同時に申請できるよう認めていただきたい。</p>	<p>空き店舗を活用して、国際色豊かな店舗を構成することにより、国際通りとして差別化を図り、観光客はもとより、留学生、市民の集う商店街として賑わいを取り戻すことにより、中心市街地の活性化を図ってきたい。</p>		大分県	別府銀座商店街 振興組合	国際通り構想	<p>留学生は、一般的に包括許可を取得することにより週28時間を越えない範囲内での資格外活動が認められており、個別許可によって本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を越える資格外活動が認められている。しかしながら、申請手続きは個別に行わなければならない。この現状を、学業の一環または、地域貢献に値する資格外活動については、包括許可と同時に申請できるよう認めていただきたい。</p> <p>外国人が国内において経営をすすめる場合、一定の要件を満たすことで在留資格を取得できる。このうち、大学が別府銀座商店街における出店を認めた留学生が卒業後、引き続き同商店街で経営を行う場合、1回目の在留資格を申請する際に限り、総投資額を500万円から300万円、従業員規模を2名から1名に緩和していただきたい。</p>
1145	1145010	入国規制緩和	<p>規制を緩和して農作業に限り認める</p>		<p>農業におけるすべての作業、人件費のかなりの削減、高齢化が進み若者の農業離れ、中国には働きたい若者がたくさんいる</p>	滋賀県	高尾俊彦	農家の高齢化救済計画	<p>農業を取り巻く環境も国際化して、農業経営も厳しくなります。最近外国人の不法滞在者が多くなり、色々な社会問題も発生しています。入国管理局は取り締まりもせず、放置されています。その事で国際ブローカが利益を搾取しています。国はその事をだまってみ逃すのか、問題です。お金になる仕事だけを外国人がして、本国に送金すると日本の利益になりません。お金の儲からない農作業もしてもらい、日本人に近い中国人が最適だと思ひ提案しました。</p>
1159	1159010	介護分野への「フィリピン版青年海外協力隊」受入事業実施に伴う「短期滞在」の在留資格該当活動の確認。	<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の3の表における「短期滞在」の「講習会や説明会」に基づく在留で、左記の活動ができること。</p>	<p>1.趣旨 この事業は日本が発展途上国へ人材派遣をすると同じ発想で、発展途上国が日本の弱い部分に人材派遣をする「逆青年海外協力隊」の発想で行う2国間の人の補充事業である。</p> <p>2.実践 当協会は20年来のフィリピンに対する国際協力活動と併行して、以下の活動をおこなってきた。 a.ビザの種類: 短期滞在ビザ 福祉分野の人事交流(外務省管轄) b.体験学習先: 老人ホーム、病院、福祉作業所、保育園等の福祉・医療機関等フィリピンからのマンパワーを必要とする現場 c.体験学習内容: 日本人スタッフの指示で補助的な人材として業務を行う d.体験学習の形態: 日本側の人材不足を補う奉仕的な側面があり、労働について対価の報酬ではない。従って給与は支給しない。日本の青年海外協力隊に準じる。 e.活動の経費: 受け入れ側は当協会に対して、賛助会費(活動協力費)を支払う。当協会は来日者に渡航費・滞在費を支給する。賛助会費の一部は現地の幼児・児童・生徒の教育費・福祉費に活用される。 f.活動の原点: 日本側はフィリピンの貧困集落での別紙のような活動を20年前から実施している。これまでは日本からフィリピンへの支援活動であったが15年前からフィリピンから日本への支援活動があった方がよいという考えで実践してきた活動である。逆の流れを作った活動である。 g.相互補充の奉仕活動: この活動はフィリピンの青年が日本から支援・援助を受けるだけでなく、日本の困難な現状に力を貸すというギブアンドテイクの善意の発想で始まった活動であり、就労のために来日することは違う。 h.フィリピン版青年海外協力隊: これまでは日本の青年達が海外にボランティアで出向いていた。当協会も学生や青年達がフィリピンの教育・福祉の現場でフィリピンの青年達と活動をともしてきたが、22世紀は逆の発想でフィリピンから青年達のボランティアグループを受け入れることも大きなねらいである。もちろん来日者は必要な研修を受け、ある基準に達したものに限り。 3.既存の制度が使えない理由 15年来の福祉分野での人事交流の経験を何らかの形で社会に還元することは、当協会にとって社会的義務である。日比間の自由貿易協定の交渉に関連して、経済産業省の方たちが受け入れ先を視察して政策の検討材料として頂いたり、新聞等のマスコミの取材を受けるなど、一定の社会還元をおこなっているが、現在、在留資格の面で、曖昧な部分があるため、さらに経験を社会に還元することが出来ない。「フィリピン版青年海外協力隊」は、研修でもなく、就労でもな</p>	<p>国際交流のための来日であること。福祉の人事交流:日本の福祉関係者が海外へ一定期間、体験学習に行き、その体験を日本の福祉現場に、還元できるのと同じように、外国の福祉関係者が一定期間、体験学習のため来日し、その体験をその出身国の福祉現場へ還元できると同時に、日本の福祉現場へ、異なった発想、アイデアを持ち込む事が出来る。また、将来、日本の福祉現場に外国の介護者を受け入れることが不可避であるとの見通しがある中で、テストケースとして貴重なデータを提供できる。国際交流の枠組みであること。相互補充、両方向の協力。一方通行ではないことが重要です。</p>	東京都	特定非営利活動 法人 日本フィリ ピンボランティア 協会	介護分野への「フィリ ピン版青年海外協力隊 (仮称)」受入事業	<p>この事業は、発展途上国へ人材派遣をするのと同じ発想で、発展途上国が日本の弱い部分に人材派遣をする2国間の人の補充事業である。当協会の現地フィリピン人のスタッフを、日本の特別養護老人ホーム、保育園、高齢者関係クリニック、福祉作業所で短期間(3ヶ月)受け入れ、体験学習をおこなう。体験学習ということで給与ではなく滞在費・渡航費を当協会が支給、財源は受け入れ側の当協会への賛助会費をあてる。介護分野での外国人受入のテストケースとして貴重なデータを提供する。当協会は今まで、フィリピンへ奉仕する活動を展開してきたが、日本の弱い福祉分野をフィリピン人が奉仕する活動として、今後このNPO活動を強めていきたい。</p>

1232	1232070	外国人IT技術者の在留資格要件の緩和	外国の専修学校の卒業生へ「技術」の在留資格を付与する。「技術」の在留資格の基準にある実務経験10年を緩和する。研究機関や技術機関等の推薦をもって「技術」の在留資格基準の実務経験10年を緩和する。	外国人技術者の活用策としてIT技術者試験制度が法令化されているが、新たにIT関係の専修学校の卒業生に在留資格を付与することにより、民間企業によるソフトウェア開発を促進する。技術の進展が著しいIT関連で、若い優秀な技術者を確保し、ソフトウェア開発などを促進する。	高度な教育を行っている専修学校の卒業生を活用することはたいへん有効である。各国においても専門士の称号を付与することにより、一定の知識・技術を評価していることから、正式な相互認証の制度がなくとも、それに代わるものとして、その称号を基準に在留資格を付与できるものと考えられる。かならずしも10年以上の実務経験がなくとも、一定の知識・技術を評価することは可能である。ITなどの先端技術産業の関連では、能力を踏まえた上での推薦は必然である。	東京都、神奈川県	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	東京湾岸地域は、産業構造の転換などに伴い、空洞化等の問題が生じているが、新しい動きとして、今後成長が期待される。環境、エネルギー、先端的研究開発型企業など、高度な知的資源が立地しつつある。そこで、立地特性を踏まえ、法規制の緩和とともに、税の優遇措置、融資制度の創設・拡充などを講ずることにより、環境・エネルギーなどの成長産業の拠点形成を進め、世界を牽引する経済拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。
5083	5.1E+07	タイ人ITエンジニアの就業査証発行の緩和	タイ人エンジニアを日本で就労させるには、タイ国での10年以上の経験が要求される。	日本語ソフトに対応できる技術を身につけ、帰国後、日系企業にて勤務し、日系企業の発展に寄与する。	タイに進出した日系企業は日本語の分かるエンジニアの確保に苦労しており、一から訓練が必要。また日本語ソフトの開発には日本人の思考、日本人の生活様式に造詣が必要。			アルゴノート株式会社	
1245	1245010	日本語学校の設置基準を緩和する特区	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第14条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする」と定めています。この規定に、「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を付け加えることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	近年、わが国においては経済の活性化や国際交流という観点から、外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっています。そうした状況の中で、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味を持っています。しかし、平成5年7月14日に改訂された「日本語教育施設の運営に関する基準について」によると、第14条において校地は自己所有でなければならないと規定されています。このことは、新たに日本語学校を開設しようとする事業者にとっては決定的な参入障壁となっており、実質的に日本語学校の拡充を困難にするものであるといえるからです。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」の中の第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること 第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること 第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること 第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とすること
1245	1245020	日本語学校の設置基準を緩和する特区	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第15条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする」と定めています。この規定に、「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を付け加えることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	近年、わが国においては経済の活性化や国際交流という観点から、外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっています。そうした状況の中で、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味を持っています。しかし、平成5年7月14日に改訂された「日本語教育施設の運営に関する基準について」によると、第15条において校舎は自己所有でなければならないと規定されています。このことは、新たに日本語学校を開設しようとする事業者にとっては決定的な参入障壁となっており、実質的に日本語学校の拡充を困難にするものであるといえるからです。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」の中の第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること 第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること 第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること 第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とすること

1245	1245030	日本語学校の設置基準を緩和する特区	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第2条は、「日本語教育施設の修業期間は1年以上とする。ただし、必要に応じ、6ヶ月以上のものとする。」と定めています。この規定を、「日本語教育施設の修業期間は、3ヶ月以上とする。ただし、必要に応じ、1ヶ月以上とするものとする。」とし、修業期間の短縮を提案いたします。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっているわが国にとっては、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味をもっています。 しかし、「日本語教育施設の運営に関する基準について」第2条では、修業期間は原則として1年以上にすることが定められており、ある程度長期に渡って日本語を学習しようとする外国人しか日本語学校には受け入れられないことになっています。このことは、時間的に制限のある外国人や経済的にそれほど余裕のない外国人にとっては、日本語学習の機会が減少していることを意味しています。外国人の学習機会の増加という観点からすると、日本語学習のカリキュラムはより柔軟に準備されている方が望ましいと考えられます。1ヶ月や3ヶ月程度の短期語学カリキュラムが用意されているだけでも、時間的・経済的に制約のある外国人にとっては日本語の習得機会が大幅に増加すると考えられます。 わが国における経済の活性化や国際交流という観点からしても、柔軟なカリキュラムを備え外国人を受け入れやすくすることの有用性は高いと考えられます。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」の中の第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され措置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること 第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され措置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること 第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること 第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とすること
1245	1245040	日本語学校の設置基準を緩和する特区	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第4条は、「日本語教育施設の授業時間は1年間にわたり760時間以上で、かつ、1週間あたり20時間以上とするものとする」と定めています。この規定を、「日本語教育施設の授業時間は、3ヶ月にわたり190時間以上で、かつ、1週間あたり20時間以上とするものとする。」とし、授業時間の短縮を提案いたします。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっているわが国にとっては、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味をもっています。 しかし、「日本語教育施設の運営に関する基準について」第4条では、授業時数は1年間にすることが定められており、ある程度長期に渡って日本語を学習しようとする外国人しか日本語学校には受け入れられないことになっています。このことは、時間的に制限のある外国人や経済的にそれほど余裕のない外国人にとっては、日本語学習の機会が減少していることを意味しています。外国人の学習機会の増加という観点からすると、日本語学習のカリキュラムはより柔軟に準備されている方が望ましいと考えられます。1ヶ月や3ヶ月程度の短期語学カリキュラムが用意されているだけでも、時間的・経済的に制約のある外国人にとっては日本語の習得機会が大幅に増加すると考えられます。 わが国における経済の活性化や国際交流という観点からしても、柔軟なカリキュラムを備え外国人を受け入れやすくすることの有用性は高いと考えられます。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」の中の第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され措置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること 第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され措置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること 第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること 第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とすること
1254	1254010	一定要件を満たした外国人専門医の入国、診療行為及び日本人医師に対する指導を容認するための医師法第2条及び第17条の特例	救急専門医(特に小児救急専門医)である外国人医師が、日本人等に対する診療を行う目的で入国し、以下の要件を満たした場合は、医師法第17条の特例として当該外国人医師に就労ビザ(特定活動2年更新可能)を発給する。 外国人医師に対して左記特例を認めるにあたって、以下の要件を課す。 外国人医師が以下を満たしていること。 ・患者に与えた損害を賠償する能力を有すること。 ・米国人医師の専門的知識及び技能を評価する指標として、日本救急医学会において適用している基準を応用し、日本救急医学会専門医に相当する経験を有すること(5年以上の臨床経験を有すること、専門医指定施設またはこれに準じる救急医療施設において、救急部門として3年以上の臨床修練を行った者であること。または、それと同等の学識、技術を習得した者であること。)によりその技術、知識の客観性を確保する。 外国人医師が以下に該当していないこと ・医師法第3条に規定する場合(未成年者、成年被後見人及び被保護人でないこと) ・医師法第7条第2項に規定する医業の停止の命令に相当する外国の法令による処分を受け、当該外国において医業を行うことができない者 外国人医師の就労条件として以下の要件を満たしていること。 ・日本語によるコミュニケーション不足を補完する為、米国人医師と患者又は患者家族との間に存在する必要なコミュニケーションは日本人医師がそれを行う。さらに、米国人医師と医療従事者間とのコミュニケーションは日々のミーティング及び必要な研修を受けることにより円滑な意思疎通を確立する。 臨床修練制度運営規則と同等の監督のための院内規則を設けること。 ・業務上知り得た人の秘密に対し、守秘義務を課すこと ・診療行為に対する患者の同意を得ること	東京都杉並区における救急医療体制の充実、日本の救急専門医の不足を補完する為、古くから救急専門医の臨床研修教育が充実し、多くの救急専門医が一貫した救急診療に携わっているアメリカ(米国)の救急専門医を招聘し診療及び指導をさせる。そのために、日本の医師国家資格を有さない者の医療行為を禁止する医師法の特例を一定要件を満たした場合に認め、これらにより、病状の訴えのある外来患者をトリアージから始まり、第三次救命救急診療まで継続的に診療する体制が整っているアメリカ(米国)の救急医療を行い「杉並ER」を実現する。	医療法人財団 河北総合病院は構造改革特区第5次提案今回提案する内容とほぼ同じ内容を提案したものの、特区で対応不可能というものだった。 しかし、以下の杉並区の人口の性質及び救急医療の逼迫状態といった地域の特性並びに日本の救急専門医の不足状況を考え、地域の特性に応じた規制改革が可能な特区制度の枠組みの下、いち早く杉並区における救急医療体制の充実し、日本の救急専門医の不足を補完するために、日本の救急専門医の養成を長期間待つことよりも、既に救急専門医が多く存在し活躍している米国(アメリカ)から招聘することが必要不可欠であると考え、再度提案をした。 杉並区内を起点とする救急車搬送件数は資料1の通り27,596件であり、杉並区内で診療されたものは11,504件と半数にも及んでいない。 杉並区の夜間人口は新宿区の二倍弱である(資料2)にも関わらず、三次救急医療を受けることが可能な医療機関が杉並区内に存在しない(資料3)ことから、三次救急医療を受けるためには新宿区の救命救急センターに搬送しなければならない。 杉並区の年少人口は新宿区及び中野区のおよそ二倍であるにも関わらず(資料2)、小児(科)救急に関しては杉並区内ではほとんど対応できていない(資料3)。 日本の救急専門医は資料5のとおりであり、ほとんどの救急専門医は第三次救命救急施設に勤務していると考えられることから、救命センターのない杉並区内で救急専門医を確保することは困難である。 本提案が実現することにより、本来杉並区外に搬送されていた救急患者を区内で診療することが可能となることでの診療効果の向上が図られ危機的状況が打開できるだけでなく、救急医療の担い手となる日本人の専門医の育成、米国(アメリカ)の先進的な救急医療の導入が可能となると考えられる。 なお、前回提案時の厚生労働省からの御指摘については、次の通りの代替措置を講ずれば弊害は解消できると考えられる。 ・米国人医師の専門的知識及び技能を評価する指標として、日本救急医学会において適用している基準を応用し、日本救急医学会専門医に相当する経験を有すること(5年以上の臨床経験を有すること、専門医指定施設またはこれに準じる救急医療施設において、救急部門として3年以上の臨床修練を行った者であること。または、それと同等の学識、技術を習得した者であること。)によりその技術、知識の客観性を確保する。また、米国人医師と患者又は患者家族との間に存在する必要なコミュニケーションは日本人医師がそれを行う。 ・米国人医師と医療従事者間とのコミュニケーションは日々のミーティング及び必要な研修を受けることにより円滑な意思疎通を確立する。 ・患者又は患者家族に選択する機会を設け、米国人医師からの診療を断ることも可能とする。 また、前回提案時「杉並区の救急患者が新宿区や中野区で受け入れられていることをもって、当該二次医療圏における救急体制をさらに、厚生労働省「医療計画の見直し等に関する検討会」ワーキンググループ報告書(平成16年9月24日)において示された	東京都	医療法人財団河北総合病院	杉並救急医療特区	東京都杉並区における救急医療体制の充実、日本の救急専門医の不足を補完する為、古くから救急専門医の臨床研修教育が充実し、多くの救急専門医が一貫した救急診療に携わっているアメリカ(米国)の救急専門医を招聘し診療及び指導をさせる。そのために、日本の医師国家資格を有さない者の医療行為を禁止する医師法の特例を一定要件を満たした場合に認める。これらにより、病状の訴えのある外来患者をトリアージから始まり、第三次救命救急診療まで継続的に診療する体制が整っているアメリカ(米国)の救急医療を行い「杉並ER」を実現する。
1267	1267050	外国人研修生の入国審査期間の短縮等	在留資格認定の審査期間の短縮	構造改革特区で認められている特定事業の504「特定事業等に係る外国人の入国・在留申請(優先処理事業)」の基準を緩和し、地方独自の事業として実施する外国人研修生入国について、過去に違法行為がない受入機関が在留資格認定を申請する場合等は、当該特定事業を単独で適用できることとする。	現行では、在留資格の認定審査に数カ月かかっているため、研修生の入国が遅れることが度々あり、研修計画の変更等多大な支障が生じている。	福岡県	北九州市	北九州市国際物流特区	アジアに近いという地理的優位性、充実した社会基盤等の北九州市の特色や豊灘地区の大水深港湾の整備等の既存プロジェクトに規制緩和を加え、北九州市のポテンシャルを顕在化することで、産業の集積、港湾の国際競争力の強化を目指す、地域経済の活性化を行うもの。

1267	1267060	外国人研修生の入国審査期間の短縮等	在留資格認定の申請書類の簡素化	在留資格認定に必要な添付書類のうち、申請時の宿舍の確保の証明については、仮申請(必ずしも確保する旨を受入機関が誓約する等)を認め、在留資格認定書が交付されるまでに宿舍を確保することができるようにする。	自前の寮宅を保有していない受入企業では、賃貸物件により研修生用の宿舍を確保することになるが、在留資格の認定審査が長期になれば維持・管理等の負担が増加する。	福岡県	北九州市	北九州市国際物流特区	アジアに近いという地理的優位性、充実した社会基盤等の北九州市の特色や豊瀬地区の大水深港湾の整備等の既存プロジェクトに規制緩和を加え、北九州市のポテンシャルを顕在化することで、産業の集積、港湾の国際競争力の強化を目指す。地域経済の活性化を行うもの。	
1216	1216010	課税資料収集方法の変更	課税資料収集方法の変更	本来、法が予定している不動産取得税課税資料収集は、法第73条の18第1項に基づき不動産の取得者が取得事実を市町村長経由で都道府県知事に申告すること、あるいは同法同条第3項により市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に都道府県知事に通知することにより行われることとなっている。 しかし、不動産取得者が申告しないこと、また、市町村としても通知事務を行える体制となっていないことから、この規定のとおり行われていない。 こうしたことから、本県では県税事務所の職員が法務局で課税資料を収集しているが、この事務は非効率であり、人件費等膨大な費用を要すること、また、課税に要する時間が長いことなどの問題がある。 現在、県内の不動産登記事務がコンピュータ処理が行われており、課税資料として収集すべき情報のほとんどが電子情報化されていることから、法務局から課税情報を電子データで提供してもらうよう提案し、業務省力化、事務経費削減を図るとともに今まで以上に早期課税を可能とする。	法務局から、登記済通知(市町村へ通知されているもの。)の内容を電子データで県へ提供してもらう。 県は、そのデータを直接コンピュータ処理し、課税データとして活用する。 この方式に改めることにより、現在、本県で行っているような資料収集のための事務、また、収集した資料を電子データ化する事務などがほとんどなくなり業務省力化、事務経費削減となるとともに今まで以上に早期課税が可能となる。 また、県のみならず市町村、さらには、市町村への通知事務軽減により法務局にとってもメリットがある。	本県では法務局で「不動産登記申請書」を閲覧の上、不動産取得者を捕捉し、必要事項を転記する方法で課税資料を収集している。 しかし、この方法は非効率であり、人件費等膨大な費用を要すること、また、課税までに要する期間が長くなることなどから、業務省力化、事務経費削減を図るとともに早期課税を実現するため、法務局から課税情報を電子データで提供してもらうよう提案する。 なお、電子データの提供は、多くの都道府県で望んでいるが、法第73条の18(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)に基づき法的には資料収集が可能とされていること、また、法第382条(市町村長に対する通知書義務)のような通知義務がないことなどから、法務局の協力が得られず実現に至っていない(国税については、同様に法的義務はないが、国税庁と法務省の協議により電子データの提供が行われている。)	埼玉県	埼玉県	不動産取得税課税資料収集効率化構想	本県では、厳しい財政状況の中、雇用対策、中小企業ベンチャー企業への支援、少子高齢化への対応などが急務となっている。税務事務については、税収増に努める一方で徴税費の削減が求められており、不動産取得税課税資料収集事務の経費を削減するとともに早期課税に結びつけるため、法務局でコンピュータ処理された不動産登記データを課税資料として電子データで提供してもらうことを提案する。この提案が実現されれば、早期課税が可能となり、確実に税収が確保できることにより、県政の重要課題に積極的に取り組み、県内経済の活性化を図ることができ、また、市町村の固定資産税課税事務や法務局の市町村通知事務の業務
1059	1059020	コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用の規制緩和	コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用の規制緩和	地方自治法第241条第2項は「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定している。さらに、昭和39年12月9日の行政実例は、基金について「指定金融機関以外の金融機関に預金するものについては知事に協議する」と預金先に制限を加えている。しかし、2005年4月からのペイオフの実施によって、全国自治体基金は決済用預金として金融機関に預金せざるを得なくなった。これはゼロ金利であるから果実は生まない、それなら基金を金融機関ではなく、鉄道基金に預け替えし、他自治体に長期資金として貸付運用を行っても「確実かつ効率的な運用」を妨げることはない。 また同法第241条に、自治体が基金を設置できる規定があることから、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条の「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」には自治体を含めて解釈運用すべきである。 以上を実現するために下記3点の規制特例措置を設ける。 (1)金融機関以外への預金を金融機関と同様に行えるよう、行政実例の制限を緩和する。 (2)金融機関への預金を前提として解釈運用されてきた地方自治法第241条の規定に関わらず、自治体基金の他自治体への貸付運用を認める。 (3)出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条の「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」に自治体を含めるよう規制緩和する。	ふるさと銀河線は毎年3億7000万円ほどの赤字を生い、これまで鉄道基金のうち第2・第3基金の取り崩しによって対応してきたが、この原資が底をつく状況にある。 そこで、この財源対策として、沿線自治体基金のうち一定額をゼロ金利で鉄道基金に預け替え、さらに同線存続を願う全国の個人から総額100億円の貸付を受け、この100億円の原資を1%程度の利息で他自治体に長期資金として貸付することによって、毎年1億円の赤字補填財源を捻出する。	<コミュニティ・ファンドの説明> 自治体基金及び個人預金の預け替え・運用によって原資をつくり、特定目的事業創出のために資金提供する手法は、ひとつの「コミュニティ・ファンド」である。総務省は平成15年7月、「新しい経済活動を伴う地域経済活性化に関する検討会」(座長 加藤寛平産業科長)を立ち上げ、3回の委員会開催後、地域経済回復のための具体的な手法としてコミュニティ・ファンドと「地域通貨」が必要であると提言している(資料2-3 報告書1ページ)。同研究会の地域経済を見つめる状況認識は、ふるさと銀河線沿線自治体の置かれている状況と一致する。コミュニティ・ファンドの導入の必要性については、資料2-3 報告書4ページに述べられている。このコミュニティ・ファンドは、コミュニティ・サービス事業者に対し、資金を提供することによって、特定目的事業の実現を果たすものである。本件特区においては、北海道ちほく(高野鉄道(株))がコミュニティ・サービス事業者となる。さらにコミュニティ・ファンド形成の財源確保に当たり、まず自治体が率先して出資等によりファンドを形成し、それを「呼び水」とし地域住民の参加を呼びかけるべきとしている(資料2-3 報告書17ページ)。そして、総務省は自治体の先進的な取り組みを期待して、2004年度からコミュニティ・ファンドを創設する自治体に対し、地方交付税による財政支援を打ち出した。以上のように、コミュニティ・ファンドは地域経済活性化のための新政策であり、国も財政支援することによって全国へ広めようとしているものである。 <北海道ちほく(高野鉄道)経営安定基金の説明> 現在、ふるさと銀河線の赤字補填には鉄道基金が設けられ、これは北見市条例の中に規定されている。「北海道ちほく(高野鉄道)基金条例」においては「第1基金」から「第3基金」までが定められており、その基金毎に目的、制約が規定されている。第1基金は、当初48億7700万円積み立てられ、1998年度から2000年度にかけて北見市の一般会計に対し、1.3~2%の利息で長期貸付が行われ、現在の未償還元金は23億7000万円である。これによる、年間の利息収入は3300万円に達している。以上のように、現状においても利息収入の運用が実施されており、この貸付規模を100億円にすることによって1億円の利息を得ようとするものである。 <預け替えした場合の基金の保全及び資金量> 本件特区が認定された場合、自治体基金等は、鉄道基金中「第1基金」に積み立てるものとする。この場合貸付者との契約の際には、沿線自治体議会の債務負担行為の議決を行うものとし、損失補償契約条項を盛り込み債権を保全する。また、鉄道基金	北海道	ふるさと銀河線 存続運動連絡会 議	ふるさと銀河線DMV特区構想	北海道ちほく(高野鉄道)ふるさと銀河線に、鉄道も道路も走行できるデュアル・モード・ビークル(DMV)を導入し、北見都市圏を中心に、鉄道と道路を一体としたきめ細かい地域交通ネットワークを構築すると共に、同線の沿線地域による支援財源として、ゼロ金利債を導入する。 同線には、知床・オホーツク圏への鉄道アクセス手段として、札幌-北見-網走・斜里間直通特急を走らせる別の構想があるため、特急など鉄道車両とDMVが同一線路上を走行する上で、「鉄道敷を道路とみなす規制緩和」が必要である。また、「ゼロ金利債」の具体的な施策の展開のため、「コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用の規制緩和」が必要である。
1232	1232050	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化	信託業法上の受託可能な財産に認められていない知的財産について、それを信託した場合の信託受益権を有価証券化する。	映像やソフトウェアの著作権等の信託受益権を有価証券化することにより、資金調達が多様化を図る。	東京都、神奈川県	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	東京湾岸地域は、産業構造の転換などに伴い、空洞化等の問題が生じているが、新しい動きとして、今後成長が期待される。環境、エネルギー、先端的な研究開発型企業など、高度な知的資源が立地しつつある。そこで、立地特性を踏まえ、法規制の緩和とともに、税の優遇措置、融資制度の創設・拡充などを講ずることにより、環境・エネルギーなどの成長産業の拠点形成を進め、世界を牽引する経済拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。	
5056	5.1E+07	信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備【新規】	信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備【新規】	信託受益権の有価証券化が可能となるよう、信託法に所要の規定を明記すべきである。また、可能なものについて、証券取引法上の有価証券とすべきである。	信託受益権の流通性、安全性が高まり、受益権の買い手が増加し、資産流動化市場が活性化される。				(社)日本経済団体連合会	
5086	5.1E+07	信託受益権の有価証券化	信託受益権の有価証券化	信託受益権を有価証券指定し、流通性を付与する。	流動化商品は広く投資家に浸透してきており、ABSと比較してもその商品性にほとんど差はないものと考えられる。一方、投資家側にとっても運用難の状況が続いており、流動化商品は投資対象としてのニーズは高いものの、社内規程あるいはB/S上の開示の問題から、受益権には投資できないという投資家も存在する。				社団法人リース事業協会	